

横浜市資産指令第1052号
令和3年12月1日

許可番号 第05630003951号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市中区住吉町一丁目13番地 松村ビル別館
氏 名 和英堂興産 株式会社
代表取締役 西山 宏二郎 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 山中竹春



許可の年月日

令和3年12月1日

許可の有効年月日

令和8年11月30日

1. 事業の範囲

最終処分

(1) 埋立：燃え殻、汚泥（無機性のもの及び捺染汚泥及び石綿含有産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん、中間処理物 以上13種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市旭区上川井町1245 外22筆

処理施設の概要

(1) 埋立 処分場面積：35,770.66 m² 埋立面積：32,442 m²

全体容量：588,223 m³

設置年月日：平成18年9月28日 許可年月日：平成18年9月28日

許可番号：10066号

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む、無機性のもの及び捺染汚泥に限る）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん、中間処理物 以上13種類

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成3年12月1日 新規許可

令和3年12月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。